

令和2年5月27日

保護者の皆様

千葉市教育委員会

新型コロナウイルス感染症にかかる市立学校の臨時休校の措置について（通知）

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対応につきまして、ご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、5月22日付で文部科学省から発出された「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」において、「学校内の感染拡大の可能性が高い範囲に応じて、学級単位、学年単位又は学校全体の臨時休業とすることが適当」と示されており、感染状況を踏まえたきめ細やかな対応が求められております。

これを受けて、本市における臨時休校の措置基準については、下記のとおりとしましたのでお知らせいたします。

記

1 臨時休校の措置について

当該校の児童生徒又は教職員に新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合には、本市衛生主管部局（保健所等）と感染者の学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の必要性について本市衛生主管部局（保健所等）と十分相談の上、実施の有無、規模及び期間について判断します。

2 その他

お子様やご家族が医療機関等でPCR検査を受けた場合は、速やかに学校に報告をお願いいたします。

問合せ先 学校教育部学事課

043-245-5928